第二十五条第五項中「当該譲渡資産につき同条第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合において、買換資産が、同条第十項第一号に規定する資産であるときは百分の七十とし、同項第二号に規定する資産であるときは百分の七十五とする。」を削り、「金額を」を「金額（当該譲渡資産及び買換資産が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該買換資産の取得価額に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額）を」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該譲渡資産が法第三十七条第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産に該当するものであり、かつ、買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当するものである場合において同項の規定の適用を受けるとき　百分の七十

二　当該譲渡資産につき法第三十七条第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合において、買換資産が同条第十項第一号に規定する資産であるとき　百分の七十

三　当該譲渡資産につき法第三十七条第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合において、買換資産が同条第十項第二号に規定する資産であるとき　百分の七十五

第二十五条第七項中「施設（」の下に「工場、作業場その他これらに類する施設が相当程度集積している区域として国土交通大臣が指定する区域内にあるもの及び」を加え、同条第十一項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第十二項中「第六号」を「第五号」に、「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に改め、同条第十三項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第十四項中「第八号」を「第七号」に改め、同項第一号中「。次項第二号イにおいて同じ」及び「。同号ロにおいて同じ」を削り、同項第二号中「四十年」を「三十五年」に改め、同条第十五項中「第八号」を「第七号」に改め、同項第二号中「次に掲げる船舶で」を「船舶で、」に、「（ハにおいて「船齢」という。）」を「が耐用年数（所得税法の規定により定められている耐用年数をいう。）以下であり、かつ、その期間」に改め、同号イからハまでを削り、同条第十八項中「この条」の下に「及び次条第六項」を加え、同条第二十二項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第二十五項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第二十六項中「第十二項」を「第七項の規定により区域を指定したとき、第十二項」に改める。

第二十五条の二第二項中「第七号」を「第二号の下欄に掲げる買換資産にあつては譲渡資産が同号の上欄に掲げる資産に該当するものである場合に同項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。）の規定の適用を受けるときにおける同号の下欄に掲げる買換資産又は当該買換資産以外の買換資産ごとに区分した場合の当該区分したそれぞれの買換資産とし、同表の第六号」に、「あつては、」を「あつては」に改め、「（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。）」を削り、「）が」を「とする。）が」に改め、同条第六項中「法第三十七条第十項」を「譲渡をした資産が法第三十七条第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産に該当するものであり、かつ、取得をした、若しくは取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当するものである場合において同項の規定の適用を受けたとき又は同条第十項」に、「資産である」を「場合に該当する」に改める。

第二十五条の四第四項第二号中「第三十一条の二第二項第十一号」を「第三十一条の二第二項第十二号」に改める。

第二十五条の八第十六項の表第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同表第十一条の二第二項、第十七条第四項第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項の項中「第十一条の二第二項、」を削る。

第二十五条の九の二第二項第二号中「この条から」を削り、同条第八項中「この条から」を削り、「第十項」を「次項」に、「次項」を「以下この項」に、「を提出しなければ」を「の提出（当該特定管理口座開設届出書の提出に代えて行う電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第二十五条の十の十を除き、以下この節において同じ。）による当該特定管理口座開設届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類（法第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。以下第二十五条の十の十三までにおいて同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。以下第二十五条の十の十三までにおいて同じ。）の送信と併せて行われるものを含む。次条及び第二十五条の十第一項において同じ。）をしなければ」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「応じ」を「応じ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

第二十五条の九の三中「を提出した」を「の提出をした」に、「の受理」を「（電磁的方法により提供された当該特定管理口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節において同じ。）の受理」に改める。

第二十五条の十第一項中「を提出して」を「の提出をして」に改め、同条第二項中「第二十五条の九の二第十項」を「第二十五条の九の二第九項」に改め、同条第三項中「当該届出書」を「当該特定管理口座開設届出書」に改める。

第二十五条の十の二第五項中「設定する」を「開設する」に、「設定しよう」を「開設しよう」に改め、同条第十項中「設定する」を「開設する」に改め、「（次項」の下に「並びに第二十五条の十の九第五項及び第六項」を加え、同条第十四項第七号中「及び第二十号から第二十二号まで」を「、第二十号、第二十一号及び第二十二号」に改め、同項第十二号ニ中「第八十四条第二項第一号」を「第八十四条第三項第一号」に改め、同項第十五号中「設定する」を「開設する」に改め、同項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が有する上場株式等以外の株式等につき所得税法第五十七条の四第三項第一号に規定する取得請求権付株式の請求権の行使、同項第二号に規定する取得条項付株式の取得事由の発生又は同項第三号に規定する全部取得条項付種類株式の取得決議により取得する上場株式等で、その取得する上場株式等の全てを、当該上場株式等の取得の日に特定口座（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該上場株式等の取得の日及び取得に要した金額を証する書類その他の財務省令で定める書類を提出した場合における当該特定口座に限る。）に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託をする方法により受け入れるもの

第二十五条の十の二第十四項第二十一号中「第二十五条の十の九第六項」を「第二十五条の十の九第七項」に改め、同項第二十六号中「、これらの者」を「、その者」に、「、当該役務の提供の対価としてこれらの者に生ずる債権の給付と引換えにこれらの者に交付されるもの（これらの者に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の上場株式等を含む。）」を「次に掲げる要件に該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該上場株式等が当該役務の提供の対価としてその者に生ずる債権の給付と引換えにその者に交付されるものであること。

ロ　イに掲げるもののほか、当該上場株式等が実質的に当該役務の提供の対価と認められるものであること。

第二十五条の十の二第十四項第二十七号中「」又は」を「」、」に、「」に係る」を「」、特定累積投資勘定（同項第七号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下この号において同じ。）又は特定非課税管理勘定（同項第八号に規定する特定非課税管理勘定をいう。以下この号において同じ。）に係る」に改め、同号イ中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に、「を提出して」を「（イ及び第二十五条の十の九第五項において「特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」という。）の提出（当該特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出